

議案第1号

愛西市交通安全条例の制定について

愛西市交通安全条例を別紙のように定めるものとする。

平成27年2月26日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、本市における交通安全の確保に関する施策の基本となる事項を定める必要があるからである。

愛西市条例第1号

愛西市交通安全条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における交通安全の確保に関する施策の基本となる事項を定めることにより、市民の安全で快適な生活の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 交通安全の確保は、市民の安全で快適な生活の実現の基本であり、人命の尊重及び交通安全意識の高揚によって、現在及び将来にわたって維持されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念にのっとり、交通安全意識の高揚及び啓発活動並びに道路交通環境整備等の総合的な交通安全の確保に関する施策の推進に努めなければならない。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、国、県、警察その他の関係機関及び団体（以下「関係機関等」という。）と緊密な連携を図るものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、日常生活を通じて交通安全意識及び交通マナーの向上に努めるとともに、市及び関係機関等が実施する交通安全の確保に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に当たり交通安全の確保のため、従業員に対し交通安全意識の高揚を図るとともに、市及び関係機関等が実施する交通安全の確保に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(良好な道路交通環境の確保)

第6条 市は、交通安全の確保を図るため、交通安全施設の整備を促進し、良好な道路交通環境の確保に努めなければならない。

(交通安全教育の推進)

第7条 市は、交通安全意識の高揚を図るため、地域、学校等における交通安全教育を効果的に推進するものとする。

(高齢者の事故防止)

第8条 市は、高齢者の交通事故の防止に資する交通安全の確保に関する施策を推進するものとする。

2 市民及び事業者は、高齢者の交通安全の確保を図るため、高齢者が安心して道路を通行できるよう配慮しなければならない。

3 高齢者は、加齢に伴って生ずる身体機能の低下を理解するとともに、交通安全の確保に自ら努めなければならない。

(飲酒運転の根絶)

第9条 市は、関係機関等と連携して飲酒運転及び飲酒運転を助長する環境を根絶するための普及啓発活動を推進するものとする。

2 市民及び事業者は、飲酒運転が重大な交通事故の原因となることを認識するとともに、家庭、地域、事業所等において、飲酒運転及び飲酒運転を助長する環境を根絶するための活動を行うよう努めなければならない。

(自転車の事故防止)

第10条 市は、自転車の安全な利用を推進するため、交通安全の確保に関する施策を推進するものとする。

2 自転車を運転する者は、自転車が原因となる交通事故の防止に努めるとともに、歩行者及び他の車両の安全に配慮しなければならない。

(広報の実施及び情報の提供)

第11条 市は、市民及び事業者に対し、交通安全に関する広報啓発活動を積極的に行うほか、必要な情報を提供するものとする。

(団体への支援)

第12条 市は、交通安全の推進に関する活動を行う団体に対し、必要な支援を行うことができる。

(交通死亡事故等発生時の措置)

第13条 市は、交通死亡事故が発生し、又は重大な交通事故が多発した場

合で、必要があると認めるときは、関係機関等と協議して必要な交通事故防止対策を講ずるものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。